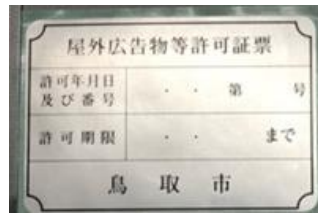


各議事に対する意見回答

各委員意見 回答

委員	(1) 鳥取市民体育館の整備について 【議事1】	(2) 鳥取市屋外広告物条例改正について 【議事2】
長澤 良太	特にありません	特にありません
張 漢賢	建物の高さは既存体育館より高く計画されているが、建物全体がセットバックされているため、国道53号からは現状よりも圧迫感の低い眺望が得られると考えられます。	意見なし
樋口 洋子	意見無し	現在ある程度の大きさの屋外広告物については市に対して申請許可の義務があると思います。規定以上の物に対してのみ資格者の点検が必要との認識でよいでしょうか。他のものは現行の手続きで問題無しですね。 ご認識の通りでまちがいありません。
末田 裕子	景観の規定を遵守しているのは理解できますが、箱のような外観に建築の審美や鳥取らしさを感じられないと思いました。もっと工夫できるのではないのでしょうか？予算の都合もあるかと思いますが、限りある制約の中でも、もっと頑張ってください。 外観などについて、ワークショップを開催する、市民の意見を集めたりしたのでしょうか？精算に入るといことで、もう変更は無理なのでしょうか？もっと早く、景観審議会に案件として出してほしかったです。 鳥取市民体育館は、鳥取市があり方検討を経て、基本構想、基本計画と内容を市民に公表し、3度のパブリックコメントを実施されるなど、検討の過程で可能な限り市民の皆様意見をとり入れながら要求水準（性能仕様）を作成されたところ。この要求水準を基に、弊社提案グループが創意工夫を加え採用いただいたものが今回の外観です。これは、限りある財源の中、鳥取市からは市民の日常利用へコストを集中させることを最優先とし、将来の維持管理（大規模改修含む）を踏まえ、メンテナンス性に優れたこととするよう、躯体は華美なものとしまいよう求められた結果によるものです。 本提案は上記のような経過に基づいて採用いただいた旨を御理解いただきたいと存じます。	条例に適合している広告物がわかるように、認定のシールやマークを広告物につけてあると、一般市民がその広告物を見てもより安心できると思います。（台風の時など心配なので） 許可物件については許可時に証票シールを発行し、表示するようにしています。
田中 静雄	意見なし	意見なし
山本 美穂	既存の建物とその周辺は、無機質だったが、今回の市民体育館は緑も多く、親しみもてる建物になっていると思う。	意見なし
竹内 秀徳	承認いたします。 ・国道、周辺道路からセットバックは有意義を思います。 ・色彩について周辺との調和を期待します。 ・建築素材について可能な限り県産材を使用してほしいです。 ・緑化率も妥当だと考えます。 今後の維持管理面を考慮しながら、県産材使用箇所をPFI事業者にて選定しています。 多くの方が訪れるロビー回りについて使用を予定しています。	承認いたします。
田中 雅勝	景観形成基準に対する措置状況は適合しており承認します。 別記として、当初のPFI事業となっているが、市民に対して利便性と活用度の高い信頼のおける事業に育ってほしい。	景観はもとより、事故発生はあってはならない事であり、条例等の改正には賛成します。ただ、事故はなぜ発生したのでしょうか？「対策」として点検記録や届出の義務付けとなっているが、業者まかせになってはいないか。行政としてのチェックはどうするのか等、一体となった取り組みが必要と考える。（現場第一主義を徹底してチェックを）
木下 仁人	完成後、15年間にわたり、弊社構成企業であり、全国で170の体育館を運営する(株)ミズノのノウハウを生かすとともに、PFI事業実績が豊富な(株)合人社計画研究所が一体となって市民サービスの向上に取り組むこととしています。	許可物件については設置時及び更新時に点検を実施し、その結果を本市が確認することとしています。また、担当職員による定期パトロール時に異常を発見した場合には指導を行ってまいります。
谷口 紳二	P1の規模、外観に対する措置状況は良いと思いました。P3の緑化の措置状況も良いと思います。今回の雪のような状況でも除雪が可能な周囲形状になっていれば、良いと考えています。 ①多目的広場は天然芝に 人工芝は見た目はいいが所詮プラスチックの偽物に過ぎない。持続的な新しい社会に即した体育館の入り口に相応しくない。天然芝にすべきだ。 ②天然芝に変えた多目的広場内の出入り口側に落葉中高木（エゴノキなど）を多目的広場と出入り口との一帯のデザインは一体感を感じさせない。もっと工夫できるのではないか。たとえば、広場の輪郭に沿った植栽ばかりではなく、広場内の端（出入り口側）に中高木を植えば体育館のラインとの親和性も生まれる。また芝生上の木陰によって車椅子の人も広場内で（夏でも）ゆっくり寛ぐことができる。 ①人工芝は様々な事業実施、イベントへの対応、将来の維持管理等を総合的に検討し選定、提案されたものです。 ②本計画は多目的広場で様々な活用を想定しています。例えばマルシェ等の開催にあたり、多目的広場3北東の歩行者用出入口からワゴン車等が多目的広場3内へ進入する予定です。できるだけ多目的広場はフレキシブルに活用できるようにスペースを取っておきたいと考えます。体育館のラインとの親和性、木陰等、魅力的な提案でご指導の意図は十分理解しますが検討案の樹木配置とさせていただきます。	(2)(3) 10㎡→8㎡が良いと思います。 (4) 鳥取市内全域→市街地だけに適用 (2)(3) 鳥取県と県内で独自の条例を制定する倉吉市と基準を統一することで、県内で同一の基準となり広告物の所有者等の混乱を防ぐためです。また、鳥取県広告美術業協同組合(※)との意見交換で、重大事故の可能性があるものとして確認をしました。 (※鳥取県内の広告業者等により構成された団体) (4) 広告物の落下等による事故において、市街地、その他の地域で危険性に差はなく、市全域を対象とする事が必要と考えます。 ①許可を要する広告物の除去（撤去）について 事故防止の観点からも使用を止めた広告物の除去について、「除去までの期間等も定めた義務」付けをしてほしい。 ②認可不要の広告物の点検実施の担保の確保 許可に必要な案件は更新時に検査結果の写しが添付されるなどにより点検実施が担保されるだろうが、不要案件は義務付けられても実施される確認がない。義務づけ+αの措置を講じてほしい。 ①鳥取市屋外広告物条例第17条第1項で市長が命令する場合に、期間を定めるように定めています。 ②HPによる点検実施の周知を行います。また、定期パトロール等で危険性がある広告物を発見した場合は点検実施について指導を行うように考えています。他の法令により管理され又は点検を義務付けられている広告物はそれぞれの基準があるのでそれに基づいて対応することとしています。



証票シールサイズ
タテ 40mm
ヨコ 60mm